

3 早期再就職支援等助成金

(1) 再就職支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の4及び第102条の5の規定に基づく早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0500 求職活動支援基本計画書の提出
0101 趣旨	0501 求職活動支援基本計画書の提出
	0502 求職活動支援基本計画書の受理
0200 定義	0503 求職活動支援基本計画変更書の受理
0201 計画対象被保険者	0600 支給申請
0202 支援書対象被保険者	0601 支給申請の期限
0203 職業紹介事業者	0602 支給申請書等
0204 再就職支援	0603 支給申請書等の受理
0205 退職コンサルティング	0700 支給要件の確認
0206 退職強要	0701 支給対象者に該当することの確認
0207 再就職支援を実施する職業紹介事業者 と退職コンサルティングを実施する会社 等との連携	0702 支給対象措置が「再就職支援」に該当 することの確認
0208 教育訓練施設等	0703 支給対象措置が「訓練」に該当するこ との確認
0209 申請事業主	0704 支給対象措置が「グループワーク」に 該当することの確認
0210 所定労働日	0705 支給対象措置が「休暇付与支援」に該 当することの確認
0211 労働日に通常支払われる賃金の額	0706 支給対象措置が「職業訓練実施支援」 に該当することの確認
0212 労働組合等	0707 支給対象事業主に該当することの確認
0213 再就職実現時の賃金変化率	0800 支給決定
0300 支給要件	0801 支給決定通知
0301 支給対象者	0802 支給決定取消通知
0302 支給対象措置（①再就職支援）	0803 支給決定台帳への記入及び書類の保管
0303 支給対象措置（②休暇付与支援）	0900 委任
0304 支給対象措置（③職業訓練実施支援）	0901 公共職業安定所長への業務の委任
0305 支給対象事業主	1000 附則
0400 支給額	1001 施行期日
0401 支給額	1002 経過措置
0402 支給額（①再就職支援）	
0403 支給額（②休暇付与支援）	
0404 支給額（③職業訓練実施支援）	

0100 趣旨

0101 趣旨

早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）（以下「再就職支援コース」という。）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するために、公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第24条第1項又は第25条第1項の規定により作成される再就職援助計画をいう。以下同じ。）又は都道府県労働局長に提出した求職活動支援基本計画書（雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号に規定する求職活動支援基本計画書をいう。以下同じ。）に基づいて、当該労働者の再就職援助のための措置を講ずる事業主に対して助成を行うものである。

なお、再就職支援コースは、支給対象措置によって次のように区分される。

再就職支援	職業紹介事業者への委託に要した費用の一部の助成
訓練	職業紹介事業者への委託に要した費用のうち、再就職支援の一環として行われた訓練に係る上乗せ助成
グループワーク	職業紹介事業者への委託に要した費用のうち、再就職支援の一環として行われたグループワークに係る上乗せ助成
休暇付与支援	事業主が、離職が決定している労働者に対して求職活動のための休暇を与えた場合の助成
職業訓練実施支援	事業主が、離職が決定している労働者に対して教育訓練施設等に委託し訓練を実施した場合に、訓練費用の一部を助成

0200 定義

0201 計画対象被保険者

本要領における「計画対象被保険者」とは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者であって、事業主が作成し認定を受けた再就職援助計画の対象となる一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）をいう。

なお、再就職援助計画の対象者は次の者である（平成13年9月12日付け職発第537号「雇用対策法に基づく再就職援助計画及び大量雇用変動の届出等に関する取組みについて」別添「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」Ⅱ第2の1(4)～(6)参照）。

① 常時雇用する労働者であること

臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等（当該事業主に継続して6か月以上雇用されている者又は継続して6か月以上雇用されることが予定されているものを除く。）、1週の所定労働時間が20時間未満の者、船員、国家公務員、地方公務員はこれに該当しない。

② 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者であること

イ 形式上自己都合による離職者とされているものであっても、当該事業規模の縮小等が実施されることに起因する事情により離職を余儀なくされるものと認められるときは、これに該当するものとして取り扱うこととして差し支えない。

ロ 期間を定めて雇用される者であって常時雇用する労働者に該当する者が、事業規模の縮小等に伴い、契約期間の満了前に解雇等の対象となる場合は当然にこれに該当する。

ハ 期間満了による雇止めについては、以下の場合にこれに該当する。

(イ) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されている労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

(ロ) 労働契約により更新又は延長されることが明示されている期間の定めのある常時雇用する労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

(ハ) 労働契約により更新又は延長される場合があることが明示されているが更新又は延長の確約がない期間の定めのある常時雇用する労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

0202 支援書対象被保険者

本要領における「支援書対象被保険者」とは、解雇等により離職することとなっている高年齢者等であって、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齡法」という。）第17条第1項に基づく求職活動支援書の交付の対象となる雇用保険の一般被保険者をいう。

0203 職業紹介事業者

本要領における「職業紹介事業者」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者であり、再就職支援コースの支給に関し「雇用安定事業の実施等

について」別添2「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成25年5月16日付け職発0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号。）に基づく雇用関係給付金の取扱いに係る同意書の提出を行っている事業者をいう。

0204 再就職支援

本要領における「再就職支援」とは、求職者に対して行われる職業相談、職業紹介、訓練（セミナーを含む。）、グループワーク等の再就職を促進するための支援をいい、再就職を実現させるための職業相談、職業紹介を行うものであることを必須とする。

なお、再就職支援の開始時等に行われるオリエンテーション、ガイダンス、再就職支援の進め方などに係る初回面談、再就職決定後における助言及び事務手続き等のための面談、電話等での事務連絡（来所日の連絡等）等は再就職支援に含まない。

0205 退職コンサルティング

本要領における「退職コンサルティング」とは、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定し当該再就職援助計画の認定を公共職業安定所に申請又は当該求職活動支援基本計画書を都道府県労働局に提出する日以前に、再就職支援を受託する職業紹介事業者又は0207によって当該事業者と連携した会社等が申請事業主に対して行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援（対象者の選定基準の設定を含む。）をすること、③実施方法（対象者との面接方法を含む。）のコンサルティング（相談・助言・研修、マニュアル・参考資料の提供等）をすることをいう。それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、申請事業主からの依頼があったか否かを問わない。

なお、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定する前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形で行われる、本助成金の対象者となる退職者が具体的に決定した後に行うこととなる再就職支援サービスや本助成金の内容の説明・情報提供は含まない。

0206 退職強要

事業主が労働者に対して行う退職勧奨が退職強要に当たるか否かについては、司法により事実認定されるべきものであるが、本要領における「退職強要」とは、0301の支給対象者が、申請事業主から退職勧奨（解雇の場合を含まない。）を受けて退職することとなった過程において、退職の意思がないのにも関わらず、多数回・長期に及ぶ退職勧奨が行われたり、退職や著しい処遇低下以外の選択肢を与えられないなど、自由な意思決定が妨げられる状況に置かれて退職の合意を求められることをいう。

0207 再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との連携

本要領における「再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との連携」とは、0209の申請事業主から再就職支援業務を受託する職業紹介事業者と、申請事業主に対して0205の退職コンサルティングを実施する会社等（職業紹介事業者の関連会社であるか否かを問わず、弁護士や社会保険労務士など個人を含む。）との間で退職コンサルティングの受託やその実施に係る情報の交換又は再就職支援業務の受託やその対象者の増加に係る情報の交換が行われることをいう。なお、その情報の交換は、文書、電話、メール等の手段のいずれか

を問わない。

0208 教育訓練施設等

本要領における教育訓練施設等とは、公共の職業能力開発施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）上の教育機関、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、その他助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主又は事業主団体等の設置する施設をいう。

0209 申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、再就職支援コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所の事業主をいう。

0210 所定労働日

本要領における「所定労働日」とは、労働契約、就業規則、労働協約等により労働すべき日とされた日をいう。

1 所定労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の所定労働時間の長短にかかわらず一律に1所定労働日とする。

なお、昼夜三交代制等にみられるように連続する所定労働時間が2暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を所定労働日とし、当該所定労働時間をその日の所定労働時間とする。

0211 労働日に通常支払われる賃金の額

本要領における「労働日に通常支払われる賃金の額」とは、事業所において、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者が求職活動等のために与えられた休暇期間の末日における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に、当該計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の1日平均所定労働時間（当該休暇期間の総所定労働時間数を当該休暇期間の総所定労働日数で除して得た数）を乗じて得た額をいう。

ただし、当該休暇期間の中途において、ベースアップ、昇給等の実施に伴って賃金の額にかなりの変化が生じた場合には、当該変化の生じた日の前日における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に、当該計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額とするものとする。

なお、当該事業所において時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、当該休暇期間の末日（当該期間の中途においてベースアップ、昇給等の実施に伴って賃金の額にかなりの変化が生じた場合には、当該変化の生じた日の前日）において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第5項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第21条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次により算定した額に、1日平均所定労働時間数を乗じて得た額を、「労働日に通常支払われる賃金の額」とする。

イ 時間によって定められた賃金
その金額

ロ 日によって定められた賃金

その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均労働時間数）で除して得た金額

ハ 週によって定められた賃金

- その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合には、4週間における1週平均所定労働時間数）で除して得た金額
- ニ 月によって定められた賃金（休日手当その他イからハ及びホからトまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。）
- その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た金額
- ホ 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金
前各号に準じて算定した金額
- ヘ 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金
算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。）において出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額
- ト 前各号の賃金の2以上からなる賃金
その部分について前各号によってそれぞれ算定した金額の合計額
-

0212 労働組合等

本要領における「労働組合等」とは、当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者をいう。

0213 再就職実現時の賃金変化率

本要領における「再就職実現時の賃金変化率」とは、0301の支給対象者の「申請事業主により雇用されていた一定期間における平均賃金額」に対する「再就職実現時の賃金額」の割合をいう。

なお、「申請事業主に雇用されていた一定期間における平均賃金額」の算出方法については、離職票に基づき算定される雇用保険受給資格決定の対象となる平均賃金と同様とする。

具体的には、0301の支給対象者が離職前に申請事業主に雇用されていた6か月に支払われた賃金（毎月決まって支払われる基本給、扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、住宅手当等を含み、臨時に支払われる業績手当や、3か月を超える期間ごとに支払われる賞与を除く。）の総額を6で割った額とする。

また、「再就職実現時の賃金額」の算出方法は、雇用保険被保険者資格取得届において記載すべき雇入れ時の賃金額と同様とする。具体的には、基本給、扶養手当、通勤手当、住宅手当等毎月決まって支払われる金額をいう。ただし、雇入れ時であるため超過勤務手当は含まれない。

0300 支給要件

0301 支給対象者

再就職支援コースの支給対象とする者（以下「支給対象者」という。）は、次のイ～チのいずれにも該当する労働者とする。

イ 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者のいずれかに該当する者であること。

ロ 事業主の行う次の(イ)～(ハ)のいずれか、あるいは(イ)～(ハ)のいずれかを組み合わせた支援を受けた者であること。

(イ) 再就職支援

職業紹介事業者に対する委託によって行われる再就職支援

(ロ) 休暇付与支援

労働者が在職中から円滑な求職活動等が行える環境を整えるための休暇の付与（以下「休暇付与支援」という。）

(ハ) 職業訓練実施支援

労働者の再就職に資する職業訓練を教育訓練施設等に委託を行い実施（以下「職業訓練実施支援」という。）

ハ 次の(イ)～(ハ)の時点において、申請事業主に一般被保険者等として継続して雇用された期間が1年以上の者であること。

(イ) ロ(イ)によって職業紹介事業者に対する委託によって行われる再就職支援を受ける者の場合は、当該委託の契約日の前日時点

(ロ) ロ(ロ)によって休暇付与支援を受ける者の場合は、当該休暇の初日の前日時点

(ハ) ロ(ハ)によって職業訓練実施支援を受ける者の場合は、当該委託の契約日（委託契約によらない場合は、教育訓練施設等への訓練の申込み日とする。以下同じ。）の前日時点

ニ 申請事業主の事業所への復帰の見込みがないこと。

ホ 次の(イ)～(ハ)の時点において、再就職先が未定であること又はこれに準ずる状況にある者であること。

(イ) ロ(イ)によって職業紹介事業者に対する委託によって行われる再就職支援を受ける者の場合は、当該委託の契約日時点

(ロ) ロ(ロ)によって休暇付与支援を受ける者の場合は、当該休暇の初日

(ハ) ロ(ハ)によって職業訓練実施支援を受ける者の場合は、当該委託の契約日時点

ヘ 職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めている者でないこと。

ト 申請事業主によって0206の「退職強要」を受けたと受け止めている者でないこと。

チ ロ(イ)によって職業紹介事業者に対する委託によって行われる再就職支援を受ける者の場合は、当該職業紹介事業者の行う再就職支援を受けることについて承諾している者であること。

0302 支給対象措置（①再就職支援）

再就職支援コース（再就職支援）は、次の（１）イ～ニのすべての措置をとった0305を満たす申請事業主に対して、支給するものとする。

なお、（１）のイ～ホのすべての措置をとった場合は、0402ロの支給額の特例区分の対象となるものとする。

また、次の（１）イ～ニ又はイ～ホの措置をとった上で、（２）と（３）のいずれか又は両方の措置をとった場合は、それぞれ訓練加算、グループワーク加算の対象となるものとする。

（１）委託による再就職支援

イ 再就職援助計画の認定又は求職活動支援基本計画書の提出

次の(イ)又は(ロ)のいずれかを行うこと。

（イ）再就職援助計画の認定

次の a ～ d のいずれにも該当すること。

a 計画対象被保険者の再就職援助のための措置の内容を記載した再就職援助計画を作成すること。

ただし、当該再就職援助計画を作成するに至った事業規模の縮小等の理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）はこれに該当せず、支給対象とならない。

b a の再就職援助計画に、計画対象被保険者の再就職支援を職業紹介事業者に委託して行う旨を記載すること。

c a の再就職援助計画の内容について労働組合等から同意を得ること。

d b 及び c を満たした a の再就職援助計画について、労働施策総合推進法第24条第3項又は第25条第1項の規定により公共職業安定所長の認定を受けること。

（ロ）求職活動支援基本計画書の提出

次の a ～ e のいずれにも該当すること。

a 支援書対象被保険者に共通して講じようとする再就職援助のための措置の内容を記載した求職活動支援基本計画書を作成すること。

ただし、当該求職活動支援基本計画書を提出した理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）はこれに該当せず、支給対象とならない。

b a の求職活動支援基本計画書に、支援書対象被保険者の再就職支援を職業紹介事業者に委託して行う旨を記載すること。

c a の求職活動支援基本計画書の内容について労働組合等から同意を得ること。

d b 及び c を満たした a の求職活動支援基本計画書について、0500 によって事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）の長（以下「管轄労働局長」という。）に提出すること。なお、当該提出については、当該管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

e d の求職活動支援基本計画書の提出後に、個々の支援書対象被保険者に対して求職活動支援書を作成して交付すること。

ロ 支給対象者の希望を踏まえた職業紹介事業者への再就職支援の委託と費用負担

イ (イ) d の再就職援助計画の認定又はイ (ロ) d の求職活動支援基本計画書の提出の後に、雇用する支給対象者の再就職支援の実施について次の (イ) 又は (ロ) の方法により選定した職業紹介

事業者との間で委託契約を締結し（以下この委託契約を単に「委託」という。）、当該委託に要する費用を負担すること。なお、(イ)及び(ロ)の方法を併用することも可能である。

(イ) 申請事業主と労働組合等の間であらかじめ複数の職業紹介事業者の選定について合意し、支給対象者にその中から選択させる方法

(ロ) 支給対象者の希望に応じて職業紹介事業者を選定する方法

申請事業主は、再就職支援の対象となる支給対象者に対して、申請事業主が委託先として検討している複数の職業紹介事業者を伝えた上で、支給対象者の希望する職業紹介事業者がいずれであるかを聴取し、その職業紹介事業者に対して、委託の申し入れを行う。

ただし、支給対象者が希望する職業紹介事業者が行う再就職支援の委託料が、申請事業主が当初提示した委託料を超える金額である場合はこの限りでなく、申請事業主は支給対象者に対して、委託料が当該金額以下の職業紹介事業者から改めて選定するよう検討を求めることができる。

ハ 委託に基づいて職業紹介事業者に支給対象者の再就職支援を行わせたこと。

ニ 再就職の実現

支給対象者について、次の(イ)、(ロ)のいずれの条件にも該当する再就職を実現させたこと。

(イ) 委託に係る契約締結日の翌日以降、支給対象者の離職の日の翌日から起算して6か月（再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日において支給対象者が45歳以上であるときは9か月）を経過する日（以下「助成対象期限」という。）までの間に当該支給対象者の再就職を実現させたこと（当該支給対象者が助成対象期限までに一般被保険者等として雇い入れられた場合に限る。）。

ただし、委託に係る職業紹介事業者以外の紹介等により支給対象者の再就職が実現した場合であって、委託に係る契約締結日以降、再就職の日までの間に、委託に係る職業紹介事業者が0204の再就職支援を実施していない場合は、助成対象とならない。

また、委託に係る契約締結日以降支給対象者の再就職の日までに、委託に係る職業紹介事業者の再就職支援を実施した場合であっても、再就職支援の開始日より前に当該事業所の内定を得ていた場合には助成対象とならない。

(ロ) 当該支給対象者の再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者又は再就職の日から起算して1年前の日から当該再就職の日までの間ににおいて当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係のある事業主（0305ロ(イ)～(ハ)に示す関係と同じ。）によって雇い入れられたものでないこと。ただし、次のa～cのいずれにも該当する場合を除く。

a 期間の定めがない雇用契約又は反復更新されることが見込まれる6か月以上の雇用期間を定めた雇用契約により雇い入れられたものであること。

b フルタイム労働者であること。

c 派遣労働者として就業するものでないこと。

ホ 特例区分の対象となる契約と再就職の実現

次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ) 申請事業主が支給対象者にかかる再就職支援を委託する職業紹介事業者との契約が、

次の a ～ c のいずれにも該当すること。

- a 申請事業主が職業紹介事業者に支払う委託料について、委託契約時に支払うこととされている支払額が委託料の 2 分の 1 未満であること。
 - b 職業紹介事業者が支給対象者に対して訓練を実施した場合に、申請事業主がその経費の全部又は一部を負担するものであること。
 - c 支給対象者の再就職が実現した場合の条件として、当該支給対象者の雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く。）であり、かつ、再就職実現時の賃金変化率が 8 割以上である場合に、当該支給対象者に係る委託料について 5 % 以上を多く支払うものであること。
- (v) 支給対象者について、次の a、b のいずれの条件にも該当する再就職を実現させたこと。
- a 支給対象者の再就職先における雇用形態について、期間の定めのない雇用（パートタイム労働者を除く。）であること。
 - b 再就職先において、再就職実現時の賃金変化率が 8 割以上であること。

(2) 訓練

委託先の職業紹介事業者に、次のイ～へのいずれにも該当する訓練を行わせること。

イ (1) ハの再就職支援の一部として、委託先の職業紹介事業者又は当該職業紹介事業者からの再委託によって実施される訓練であること。

なお、支給対象者が、申請事業主以外の事業主との間で雇用関係又は労働者派遣契約を締結した上で実施するものではないこと。

ロ 訓練内容が、次の(イ)～(ニ)のいずれも満たす支給対象者の再就職の実現に資するものであること（その呼称についてはセミナー、講習等であっても差し支えない。）。

(イ) 次の a のみ又は a と b の組み合わせにより実施される訓練であること。

- a 支給対象者の再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るものであること。（例：技能習得に係る訓練、ビジネススキル・ソーシャルスキル習得に係る訓練等）
- b 支給対象者のキャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るものであること。（例：キャリア意識形成に係るセミナー、将来設計・独立起業に係るセミナー、メンタル・セルフコントロールに係るセミナー等）

(v) (イ) の a と b の組み合わせにより訓練を行う場合、a と b の訓練の時間数の合計に占める b の時間数の割合が 5 割以下であること。

(ハ) 趣味教養と区別がつかないもの、再就職に必要な能力の開発・向上に関連しないもの、安定した雇用に結びつくことが期待したいと認められるもの、就職活動のノウハウに係るものではないこと。

(ニ) 通信教育・eラーニングによるものでないこと。

ハ 委託に係る契約締結日から助成対象期限までの間に 10 時間以上実施されるものであり、そのうち支給対象者が 8 割以上受講すること。

なお、支給対象者の就職の内定等により予定されていた訓練が受講できなかった場合は、当該受講の最終日までの期間において 8 割以上受講していること。

ニ 訓練の実施費用について申請事業主が全額負担していること。

ホ 委託契約書に、訓練の実施及び申請事業主による費用の負担について明記されていること。

ヘ 職業紹介事業者が訓練の適切な実施とその確認について責任を負い、その実施状況（支給対象者ごとの実施日、受講時間、実施した訓練内容等）について証明を行うものであること。

（３）グループワーク

委託先の職業紹介事業者に、次のイ～へのいずれにも該当するグループワークを行わせること。

イ （１）ハの再就職支援の一部として、委託先の職業紹介事業者によって実施される、支給対象者の再就職の実現に資するグループワークであること。

ロ 支給対象者を含む、職業紹介事業者による再就職支援を受けている２人以上の求職者同士で、就職活動に資する意見交換・情報交換等を行い、相互の交流を深めるものであること（テーマ例：就職活動を進めるに当たっての悩み・課題、業界研究等）。

ハ 委託に係る契約締結日から助成対象期限までの間に、３回以上（各１回あたり１時間以上）実施されるものであること。

ニ グループワークの実施費用について、申請事業主が全額負担していること。

ただし、グループワークの実施費用の総額が１万円を超える場合においては、１万円以上を申請事業主が負担していること。

ホ 委託契約書に、グループワークの実施及び申請事業主による費用の負担について明記されていること。

ヘ 職業紹介事業者がグループワークの適切な実施とその確認について責任を負い、その実施状況（支給対象者ごとの実施日、実施時間、実施した内容等）について証明を行うものであること。

0303 支給対象措置（②休暇付与支援）

再就職支援コース（休暇付与支援）は、次のイ～ハのいずれにも該当する措置をとった0305

イ、ロ及びホを満たす申請事業主に対して、支給するものとする。

イ 再就職援助計画の認定又は求職活動支援基本計画書の提出

次の(イ)又は(ロ)のいずれかを行うこと。

(イ) 再就職援助計画の認定

次のa～dのいずれにも該当すること。

a 計画対象被保険者の再就職援助のための措置の内容を記載した再就職援助計画を作成すること。

ただし、当該再就職援助計画を作成するに至った事業規模の縮小等の理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）はこれに該当せず、支給対象とならない。

b aの再就職援助計画に、支給対象者に対して在職中から円滑な求職活動等が行える環境を整えるための休暇を付与する旨を記載すること。

c aの再就職援助計画の内容について労働組合等から同意を得ること。

d b及びcを満たしたaの再就職援助計画について、労働施策総合推進法第24条

第3項又は第25条第1項の規定により公共職業安定所長の認定を受けること。

(ロ) 求職活動支援基本計画書の提出

次のa～eのいずれにも該当すること。

a 支援書対象被保険者に共通して講じようとする再就職援助のための措置の内容を記載した求職活動支援基本計画書を作成すること。

ただし、当該求職活動支援基本計画書を提出した理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）はこれに該当せず、支給対象とならない。

b aの求職活動支援基本計画書に、支援書対象被保険者に対して在職中から円滑な求職活動等が行える環境を整えるための休暇を付与する旨を記載すること。

c aの求職活動支援基本計画書の内容について労働組合等から同意を得ること。

d b及びcを満たしたaの求職活動支援基本計画書について、0500によって管轄労働局長に提出すること。なお、当該提出については、当該管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

e dの求職活動支援基本計画書の提出後に、個々の支援書対象被保険者に対して求職活動支援書を作成して交付すること。

ロ 休暇付与

再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日以降、離職日までの期間の全部または一部において、支給対象者に対して次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する休暇を付与すること。

(イ) 支給対象者が在職中から円滑な求職活動等を行うことに活用できる1日以上 of 休暇であること（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）。

(ロ) 当該休暇の日について、労働日に通常支払われる賃金の額以上の額が支払われていること。

ハ 再就職の実現

再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日以降、助成対象期限までの間に、当該支給対象者の再就職を実現させたこと（当該支給対象者が助成対象期限までに一般被保険者等として雇い入れられた場合に限る。）。

0304 支給対象措置(③職業訓練実施支援)

再就職支援コース（職業訓練実施支援）は、次のイ～ハのいずれにも該当する措置をとった0305イ、ロ及びホを満たす申請事業主に対して、支給するものとする。

なお、ロの職業訓練を実施する委託先の教育訓練施設等が不正受給に関与していた場合の取扱いは「第1 共通要領」に定めるとおりとし、「第1 共通要領」0302ル、0705イ及び0802ロ(ロ)に規定する「訓練を行う者の承諾」については、その実施期間の初日が平成31年4月1日以降の訓練について、0600の支給申請時に早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）訓練実施者の不正関与に関する承諾書（様式第7号）（以下「訓練実施者承諾書（様式第7号）」という。）を提出させることにより得るものとする。

イ 再就職援助計画の認定又は求職活動支援基本計画書の提出

次の(イ)又は(ロ)のいずれかを行うこと。

(イ) 再就職援助計画の認定

次の a ～ d のいずれにも該当すること。

- a 計画対象被保険者の再就職援助のための措置の内容を記載した再就職援助計画を作成すること。

ただし、当該再就職援助計画を作成するに至った事業規模の縮小等の理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）はこれに該当せず、支給対象とならない。

- b a の再就職援助計画に、支給対象者に対して、教育訓練施設等に委託し訓練を実施する旨を記載すること。

- c a の再就職援助計画の内容について労働組合等から同意を得ること。

- d b 及び c を満たした a の再就職援助計画について、労働施策総合推進法第 24 条第 3 項又は第 25 条第 1 項の規定により公共職業安定所長の認定を受けること。

(ロ) 求職活動支援基本計画書の提出

次の a ～ e のいずれにも該当すること。

- a 支援書対象被保険者に共通して講じようとする再就職援助のための措置の内容を記載した求職活動支援基本計画書を作成すること。

ただし、当該求職活動支援基本計画書を提出した理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）はこれに該当せず、支給対象とならない。

- b a の求職活動支援基本計画書に、支給対象者に対して、教育訓練施設等に委託し訓練を実施する旨を記載すること。

- c a の求職活動支援基本計画書の内容について労働組合等から同意を得ること。

- d b 及び c を満たした a の求職活動支援基本計画書について、0500 によって管轄労働局長に提出すること。なお、当該提出については、当該管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

- e d の求職活動支援基本計画書の提出後に、個々の支援書対象被保険者に対して求職活動支援書を作成して交付すること。

ロ 職業訓練の実施

再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出の後に、雇用する支給対象者に係る訓練の実施について教育訓練施設等との間で委託契約を締結し、次の(イ)～(ロ)のいずれにも該当する訓練を実施すること。

(イ) 委託先の教育訓練施設等によって実施される訓練であること。

なお、支給対象者が、申請事業主以外の事業主との間で雇用関係又は労働者派遣契約を締結した上で実施するものではないこと。

(ロ) 訓練内容が、次の a ～ d のいずれも満たす支給対象者の再就職の実現に資するものであること（その呼称についてはセミナー、講習等であっても差し支えない。）。

- a 次の(a)のみ又は(a)と(b)の組み合わせにより実施される訓練（支給対象者の申出によ

- り、当該支給対象者が希望する訓練を申請事業主が実施するものを含む。) であること。
- (a) 支給対象者の再就職先での職務の遂行に必要な技能・知識の向上を図るものであること。(例：技能習得に係る訓練、ビジネススキル・ソーシャルスキル習得に係る訓練等)
 - (b) 支給対象者のキャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るものであること。(例：キャリア意識形成に係るセミナー、将来設計・独立起業に係るセミナー、メンタル・セルフコントロールに係るセミナー等)
- b aの(a)と(b)の組み合わせにより訓練を行う場合、(a)と(b)の訓練の時間数の合計に占める(b)の時間数の割合が5割以下であること。
- c 趣味教養と区別がつかないもの、再就職に必要な能力の開発・向上に関連しないもの、安定した雇用に結びつくことが期待しがたいと認められるもの、就職活動のノウハウに係るものではないこと。
- d 通信教育・eラーニングによるものでないこと。
- (h) 訓練に係る契約締結日から助成対象期限までの間に10時間以上実施されるものであり、そのうち支給対象者が8割以上受講すること。なお、支給対象者の就職の内定等により予定されていた訓練が受講できなかった場合は、当該受講の最終日までの期間において8割以上受講していること。
- なお、次のa～cについては、訓練時間数から除くものとする。
- a 合計1時間を超える開講式、閉講式、オリエンテーション
 - b 昼食等の食事を伴う休憩時間
 - c 1日1時間を超える小休止
- (二) 訓練の実施費用について申請事業主が全額負担していること。
- (ホ) 申請事業主が訓練の適切な実施とその確認について責任を負いその実施状況(支給対象者ごとの実施日、受講時間、実施した訓練内容等)について証明を行うものであること。
- ハ 再就職の実現
- 再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日以降、助成対象期限までの間に、当該支給対象者の再就職を実現させたこと(当該支給対象者が助成対象期限までに一般被保険者等として雇い入れられた場合に限る。))。

0305 支給対象事業主

再就職支援コースの支給対象とする事業主は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、次のイ～へのいずれにも該当するものとする。ただし、「第1 共通要領」のうち0302ト(倒産等している事業主への不支給)の規定については、例外的に適用しないものとする。

- イ 支給要件を満たしていることを証明する書類を整備していること。
- ロ 支給対象者の再就職の日から起算して1年前の日から当該再就職の日までの間において、支給対象者の再就職先との関係が、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 両者が親会社と子会社又はその逆の関係にあること(注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする。))。
 - (ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、又は取締役を

兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

ハ 0302（１）ロの再就職支援の実施について委託契約を締結した職業紹介事業者（職業紹介事業者との関係が上記ロの（イ）～（ハ）に該当する事業所を含む。）から、当該支給対象者の離職日の前日から１年前の日以後、当該支給対象者に係る再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を公共職業安定所に申請又は提出した日までの間に、0205の「退職コンサルティング」を受けた事業主でないこと。

ニ 委託契約を締結した職業紹介事業者が、0207の「再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との連携」に該当していることを了知していないこと。

ホ 人員削減を行う組織（事業部門、事業所、事業部、企業等のいずれかのレベルでも差し支えない。）において、次のいずれかに該当すること。

(イ) 生産量（額）、販売量（額）又は売上高等の事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）が、対前年比10%以上減少していること。

なお、この対前年比10%以上減少は、再就職援助計画の認定又は求職活動支援基本計画書が提出された日付を基準として、その直前３か月の平均でみることを原則とするが、直近の決算年度の１年間の平均でみることや、今後３年以内に対前年10%以上減少の傾向となる見込みであっても差しつかえない。

(ロ) 直近の決算における経常利益が赤字であること。

なお、今後３年以内に、赤字となる見込みである場合であっても差し支えない。

ヘ 中小企業以外の事業主にあつては、0302（１）ハの委託に係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の数が30人以上であること。

0400 支給額

0401 支給額

イ 0302～0304の支給対象措置を実施した場合に支給する再就職支援コースの額は、0402～0404によって算定された額の合計額とする。

ロ ただし、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度に支給対象者500人分を上限とする。

0402 支給額（① 再就職支援）

0302（１）～（３）の支給対象措置を実施した場合の額は、支給対象者１人につき、次のイ～ニの区分ごとに算定された額（100円未満切り捨て）を合計した額とする。

なお、委託総額からハの訓練加算の対象となる訓練実施にかかる委託費用及びニの金額を控除した額を以下「再就職支援基本額」という。

イ 再就職支援

0302（１）イ～ニの措置を実施した場合の額は、支給対象者１人につき、次の（イ）から（ニ）の区分によって算定された額とする。

- （イ） 申請事業主が中小企業事業主であり、支給対象者の年齢（再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日現在の年齢をいう。以下同じ。）が45歳以上の場合
再就職支援基本額に、3分の2を乗じた額
- （ロ） 申請事業主が中小企業事業主であり、支給対象者の年齢が45歳未満の場合
再就職支援基本額に、2分の1を乗じた額
- （ハ） 申請事業主が中小企業事業主以外であり、支給対象者の年齢が45歳以上の場合
再就職支援基本額に、3分の1を乗じた額
- （ニ） 申請事業主が中小企業事業主以外であり、支給対象者の年齢が45歳未満の場合
再就職支援基本額に、4分の1を乗じた額

ロ 再就職支援（特例区分）

0302（１）イ～ホの措置を実施した場合の額は、支給対象者１人につき、次の（イ）から（ニ）の区分によって算定された額とする。

- （イ） 申請事業主が中小企業事業主であり、支給対象者の年齢（再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日現在の年齢をいう。以下同じ。）が45歳以上の場合
再就職支援基本額に、5分の4を乗じた額
- （ロ） 申請事業主が中小企業事業主であり、支給対象者の年齢が45歳未満の場合
再就職支援基本額に、3分の2を乗じた額
- （ハ） 申請事業主が中小企業事業主以外であり、支給対象者の年齢が45歳以上の場合
再就職支援基本額に、5分の2を乗じた額
- （ニ） 申請事業主が中小企業事業主以外であり、支給対象者の年齢が45歳未満の場合
再就職支援基本額に、3分の1を乗じた額

ハ 訓練加算

0302（２）の訓練を実施した場合の額は、支給対象者１人につき、訓練実施に係る委託費用の総額に、3分の2を乗じた額とする。ただし、訓練時間数に応じて次の表に掲げる額を限度額とする。なお、中小企業事業主以外の場合は、かっこ書きの額を限度額とする。

10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
15万円（10万円）	30万円（20万円）	50万円（30万円）

ニ グループワーク加算

0302（3）のグループワークを実施した場合の額は、支給対象者1人につき、1万円とする。

ホ ただし、イ～ニの合計額について次の(イ)又は(ロ)のいずれかを超えるときは、そのいずれか低い方の額とする。

(イ) 委託総額

(ロ) 60万円（中小企業事業主であって、ハにおける訓練時間数が200時間以上の場合は、80万円）

0403 支給額（②休暇付与支援）

0303の支給対象措置を実施した場合の額は、支給対象者1人につき、次のイ又はロの区分によって算定された額とする。

イ 申請事業主が中小企業事業主である場合

労働日に通常支払われる賃金の額以上の額が支払われた休暇の日数を合計した数（180分を上限とする。）に、8,000円を乗じた額（100円未満切り捨て）

ただし、労働日に通常支払われる賃金の額が8,000円に満たない場合は、当該労働日に通常支払われる賃金の額を乗じて得た額（100円未満切り捨て）

ロ 申請事業主が中小企業事業主以外である場合

労働日に通常支払われる賃金の額以上の額が支払われた休暇の日数を合計した数（180分を上限とする。）に、5,000円を乗じた額（100円未満切り捨て）

ただし、労働日に通常支払われる賃金の額が5,000円に満たない場合は、当該労働日に通常支払われる賃金の額を乗じて得た額（100円未満切り捨て）

ハ 早期再就職加算

支給対象者の離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、支給対象者の再就職を実現させた事業主である場合、支給対象者1人につきイ又はロの額に10万円を加えた額

0404 支給額（③ 職業訓練実施支援）

イ 経費助成

0304の支給対象措置を実施した場合の額は、支給対象者1人につき、訓練実施に係る委託費用の総額に、4分の3を乗じた額とする。ただし、訓練時間数に応じて次の表に掲げる額を限度額とする。なお、中小企業事業主以外の場合は、かっこ書きの額を限度額とする。

10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
15万円（10万円）	30万円（20万円）	50万円（30万円）

なお、支給対象となる経費は、入学料、受講料、受験料、教科書代等（あらかじめ受講案内等で定められており、受講に際して必要となる経費に限る。）が対象となる。ただし、都

道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料及び認定訓練のうち都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている場合の当該認定訓練の受講料は対象とならない。

ロ 賃金助成

0304 の支給対象措置を実施した場合、支給対象者 1 人につき 1 時間当たり 960 円（中小企業事業主以外の場合は、480 円）を支給する。

【支給額】

0402 イ 再就職支援

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
再就職実現時	$\left(\begin{array}{l} \text{「委託総額」} - \text{「ハ 訓練実施に} \\ \text{かかる委託費用の額」} - \text{「ニ グル} \\ \text{ープワーク加算の額」} \end{array} \right) \times 1 / 4$ (45歳以上の場合 1 / 3)	$\left(\begin{array}{l} \text{「委託総額」} - \text{「ハ 訓練実施に} \\ \text{かかる委託費用の額」} - \text{「ニ グル} \\ \text{ープワーク加算の額」} \end{array} \right) \times 1 / 2$ (45歳以上の場合 2 / 3)

0402 ロ 再就職支援（特例区分）

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
再就職実現時	$\left(\begin{array}{l} \text{「委託総額」} - \text{「ハ 訓練実施に} \\ \text{かかる委託費用の額」} - \text{「ニ グル} \\ \text{ープワーク加算の額」} \end{array} \right) \times 1 / 3$ (45歳以上の場合 2 / 5)	$\left(\begin{array}{l} \text{「委託総額」} - \text{「ハ 訓練実施に} \\ \text{かかる委託費用の額」} - \text{「ニ グル} \\ \text{ープワーク加算の額」} \end{array} \right) \times 2 / 3$ (45歳以上の場合 4 / 5)

0402 ハ 訓練加算（限度額）

	10時間以上100時間	100時間以上200時間未満	200時間以上
訓練加算	15万円（10万円）	30万円（20万円）	50万円（30万円）

※かっこ書き内の額は中小企業事業主以外

0402 ニ グループワーク加算

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
グループワーク	3 回以上実施で 1 万円を上乗せ	

表によって算出された「イ、ハ、ニの合計額」又は「ロ～ニの合計額」を支給額とする。

なお、当該支給額については、①委託総額又は②60万円（中小企業事業主であって、ハにおける訓練時間数が200時間以上の場合は、80万円）と比べ、いずれか低い方を上限とする。

0403 支給額（休暇付与支援）

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
休暇付与	5 千円／日	8 千円／日

	(上限180日分)	(上限180日分)
早期再就職加算	1人につき10万円を上乗せ	

労働日に通常支払われる賃金の額が5千円又は8千円に満たない場合は、当該額を休暇付与1日あたりの支給額とする。

0404 支給額（職業訓練実施支援）

	10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
経費助成 (限度額)	15万円（10万円）	30万円（20万円）	50万円（30万円）
賃金助成	960円（480円）／時間		

※かつこ書き内の額は中小企業事業主以外

0500 求職活動支援基本計画書の提出

0501 求職活動支援基本計画書の提出

支援書対象被保険者に係る再就職支援コースの支給を受けようとする事業主は、求職活動支援書を作成する前に求職活動支援基本計画書（様式第1号）を作成し管轄労働局長に提出（天災その他求職活動支援基本計画書を提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）しなければならない。なお、当該提出については、当該管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

0502 求職活動支援基本計画書の受理

イ 管轄労働局長は、求職活動支援基本計画書（様式第1号。電子申請の場合は求職活動支援基本計画申請。以下同じ。）及び高年齢離職予定者に関する一覧（様式第1号別紙）が提出されたときは、次に掲げる事項に留意して、その記載内容が適切であることを事業主に確認した後、管轄労働局の受理印を押印の上、その写しを事業主に交付（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける求職活動支援基本計画認定通知により通知）するとともに、原本は管轄労働局で保管するものとする。

- (イ) 再就職支援コースの受給を希望する場合、再就職援助のための措置欄に支援書対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨、休暇を付与する旨又は訓練を実施する旨が記載されていること
- (ロ) 求職活動支援基本計画書の内容について労働組合等から同意を受けていること
- (ハ) 支援書対象被保険者が「雇入れ支援コース」支給要領 0204「特例対象者」に該当していることの確認
 - ア 支援書対象被保険者の雇用されていた事業所が「雇入れ支援コース」支給要領 0204「特例対象者」イ～ホ（注）のいずれかに該当していることを確認し、求職活動支援基本計画書の処理欄に記載する。
 - イ 該当している場合には、当該事業主に対して次の(a)～(e)の資料の提出を求めその事実を確認し、求職活動支援基本計画書に「特例事業所」と記載又はスタンプ押印をする。
 - (a) 「雇入れ支援コース」支給要領0204イに該当する場合、①から⑤のいずれか。
 - ① 地域経済活性化支援機構（REVIC）の支援決定により当該事業主へ交付された

- 「再生支援決定通知」(写)又は「特定支援決定通知」(写)
- ② 中小企業活性化協議会より交付された再生支援対象企業である旨が確認できる文書(金融機関等債権者に通知した「金融支援のお願い」「計画成立のご案内」等)の写し
 - ③ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定により交付された「支援決定通知書」(写)
 - ④ 産業復興機構の債権の買取りに係る「金銭消費貸借条件変更契約書(東日本大震災復興用)」(写)
 - ⑤ 事業再生ADR制度による支援により交付された「特定認証紛争解決(事業再生ADR)手続終了の通知書」(写)
- (b) 「雇入れ支援コース」支給要領0204ロに該当する場合
特定調停を裁判所に申し立てた際に通知される「特定調停事件受理票」(写)
- (c) 「雇入れ支援コース」支給要領0204ハに該当する場合
再就職援助計画を提出した直近の事業年度のローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類(入力シート)及び損益計算書
- (d) 「雇入れ支援コース」支給要領0204ニに該当する場合
再就職援助計画を提出した直近の事業年度の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書
- (e) 「雇入れ支援コース」支給要領0204ホに該当する場合
再就職援助計画を提出した直近の事業年度の損益計算書
- c 当該事業主が作成した求職活動支援書に「特例対象者」と記載又はスタンプ押印をする。
- d 「特例対象者」と記載又はスタンプ押印をされた求職活動支援書は、当該事業主経由で支援書対象被保険者に手交される。
- e なお、支援書対象被保険者は当該求職活動支援書を再就職先の事業主に提出することとなる。
- (二) 求職活動支援基本計画書に別紙が添付されている場合
高年齢離職予定者に関する一覧(様式第1号別紙)に前月に支払われた賃金が記載されている場合は、「雇入れ支援コース」の賃金上昇要件の確認指標となる。(早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)支給要領0302ニ参照)
その場合、記載されている賃金額が毎月決まって支払われる賃金であるかを確認するために、賃金台帳等又はその写しを提出させること。確認ができた場合は、当該事業主が作成した求職活動支援書に当該賃金額を記載した上で、「賃金確認済み」と記載又はスタンプ押印をする。「賃金確認済み」と記載又はスタンプ押印をされた(該当する場合は、併せて「特例対象者」と記載又はスタンプ押印された)求職活動支援書は当該事業所経由で支援書対象被保険者に手交される。
なお、支援書対象被保険者は当該求職活動支援書を再就職先の事業主に提出することとなる。
- また、本人が記載されている前月に支払われた賃金の更新を申し出た際は、平成13年9月12日付け職発第537号「雇用対策法に基づく再就職援助計画及び大量雇用変動の届出等に関する取組みについて」別添「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び

職業生活の充実等に関する法律の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」Ⅱ第7の3～4に準ずること。

(ホ) その他記載漏れのないこと

ロ イの事項について不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースは支給しない。

(注) 「雇入れ支援コース」支給要領(抜粋)

0204 特例対象者

本要領における「特例対象者」とは、0301に該当する支給対象者のうち、その雇用されていた事業所、所属部門、企業のいずれかの組織が次のイ～ホのいずれかに該当する者をいう。

イ 0205のREVIC、0206の中小企業活性化協議会、0207の東日本大震災事業者再生支援機構、0208の産業復興機構、0209の事業再生ADR制度のいずれかから、事業再生・再構築・転廃業の支援を受けていること。

ロ 事業再生・再構築・転廃業を行うことについて0210の特定調停(裁判所手続)が行われていること。

ハ ローカルベンチマークの財務分析結果(総合評価点)が「C」評価以下であること。

ニ 営業利益及び減価償却費の合計(EBITDA(※))が、直近の事業年度でマイナスであること。

ホ 直近の事業年度の売上高が、その3年度前と比較して20%以上減少していること。

(※) EBITDA(イービッダー)とは、企業本業の収益性を見るための指標。「Earnings before interest, taxes, depreciation and amortization」の略であり、金利、税、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費を引く前の利益をいい、営業利益及び減価償却費の合計によって算出される。

0206 REVIC

本要領における「REVIC」とは、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設立された株式会社地域経済活性化支援機構をいう。同機構は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他事業者であって、債権放棄等の金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対して、再生支援等を通じた事業再生の支援等を行う官民ファンドである。

0207 中小企業活性化協議会

本要領における「中小企業活性化協議会」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、中小企業に対する再生支援業務を行う者として経済産業大臣の認定を受けた商工会議所等の認定支援機関(地域の金融機関、信用保証協会、都道府県中小企業支援センター、自治体等から構成される協議体をいう。同協議会は、事業再生に関する知識と経験とを有する専門家(金融機関出身者、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等)を常

駐させて、中小企業者に対する相談、助言や支援施策・支援機関の紹介、再生計画の策定支援等を行う。

0208 東日本大震災事業者再生支援機構

本要領における「東日本大震災事業者再生支援機構」とは、株式会社東日本大震災再生支援機構法（平成23年法律第113号）に基づき設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構をいう。同機構は、東日本大震災による被害によって、過大な債務を負っており、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。

0209 産業復興機構

本要領における「産業復興機構」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条第1号に規定する特定投資事業有限責任組合であって、東日本大震災の被災県ごとに県、地域金融機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立され、経済産業大臣の認定を受けた機関をいう。

同機構は、東日本大震災による被害によって経営に支障が生じ、収益力に比して過大な債務を負っているものの、同機構が債権を金融機関から買取ることに関係金融機関からの新規融資が見込まれ、被災地域に設置された認定支援機関である「産業復興相談センター（再生支援協議会）」において再生可能性があると判断された事業者に対する再生支援を目的とする。

0210 事業再生ADR制度

本要領における「事業再生ADR制度」とは、過大な債務を負った事業者が、経済産業大臣の認定を受けた「特定認証紛争解決事業者」の関与により、法的整理手続によらずに債権者の協力を得ながら、自主的な整理手続きによって事業再生を図る制度をいう。

なお「特定認証紛争解決事業者」とは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき法務大臣から認証を受けた民間の事業者（認証紛争解決事業者）のうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）により、事業再生に関する紛争を取り扱う事業者としての要件を満たし、経済産業大臣の認定を受けた事業者を言う。

0211 特定調停

本要領における「特定調停」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158条）に基づき、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者の経済的再生を図るために、債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的として行われる裁判所の民事調停手続きをいう。

0302 支給対象措置

雇入れ支援コースは、次のイ～ニのいずれにも該当する措置をとった、0304を満たす申請事業主に対して支給するものとする。

イ～ハ（略）

ニ 支給対象者が計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業所又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月間の全ての賃金支払日に支払われた毎月決まって支払われる賃金とを比較してそれぞれ5%以上上昇させていること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げる場合及び合理的な理由なく賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合は賃金を上昇させているものとして認められない。

0503 求職活動支援基本計画変更書の受理

求職活動支援基本計画書の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく求職活動支援基本計画変更書（様式第2号。電子申請の場合は求職活動支援基本計画変更申請。以下同じ。）を提出するよう事業主に指導するものとする。

なお、求職活動支援基本計画変更書（様式第2号）が事業主から提出された場合は、0502により受理することとし、管轄労働局の受理印を押印の上、その写しを事業主に交付（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける求職活動基本計画変更認定通知により通知）するとともに、原本は管轄労働局で保管するものとする。

0600 支給申請

0601 支給申請の期限

再就職支援コースの支給を受けようとする事業主は、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となった支給対象者に係る再就職の日が属する月の末日の翌日から起算して2か月以内に、0602の支給申請書等を管轄労働局長に提出しなければならない。また、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となった一部又は全ての支給対象者について、0602の支給申請書等をまとめて提出することもできることとする。この場合において、再就職の日が属する月の末日とは、支給対象者に係る再就職日の最も遅い日が属する月の末日とし、当該末日の翌日から起算して2か月以内に、0602の支給申請書等を管轄労働局長に提出しなければならないものとする。なお、まとめて提出するか否かにかかわらず、支給申請は各月に1度まで行うことができるものとする。

なお、当該支給の申請日までに、申請事業主が負担する委託に要する費用が確定し、その支払いを終えていることを要する。

0602 支給申請書等

再就職支援コースの支給申請に必要な書類は以下のとおりである。

イ 共通して提出すべき書類

- (イ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給申請書（様式第3-1号）（電子申請の場合は早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）_支給申請書。以下「支給申請書（様式第3-1号）」という。）
- (ロ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）個別表（様式第4号）（以下「個別表（様式第4号）」という。）
- (ハ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給申請額内訳（様式第8号）（電子申請の場合を除く。）
- (ニ) 人員削減を行う組織（事業部門、事業所、事業部、企業等のいずれかのレベルでも差し支えない。）における生産指標の減少又は経常利益の赤字（の見込み）を確認するための書類

なお、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る申請について、2回目以降の申請に際しては当該書類の提出は不要とする。

- (ホ) 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）（電子申請の場合を除く。）
- (ハ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）_対象労働者一覧（電子申請の場合に限る。）

ロ 0302（1）イ(イ)、0303イ(イ)、0304イ(イ)のいずれかの支給対象措置を実施した場合

- (イ) 再就職援助計画認定通知書（写）
- (ロ) 再就職援助計画（写）
- (ハ) 事業規模の縮小等に関する資料（再就職援助計画別紙1）（写）
- (ニ) 再就職援助計画に係る計画対象労働者に関する一覧（再就職援助計画別紙2）（写）

なお、同一の再就職援助計画に係る申請について、2回目以降の申請に際しては当該書類の提出は不要とする。

ハ 0302（1）イ(ロ)、0303イ(ロ)、0304イ(ロ)のいずれかの支給対象措置を実施した場合

- (イ) 求職活動支援基本計画書（写）（電子申請の場合を除く。）及び高年齢離職予定者に関する一覧（様式第1号別紙）
- (ロ) 支援書交付報告書（写）又は支援書対象被保険者に交付した求職活動支援書（写）

ニ 0402イによって算定された再就職支援に係る支給額を申請する場合

- (イ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給申請書・続紙（様式第3-2号）（以下「支給申請書・続紙(様式第3-2号)」という。）
- (ロ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）再就職支援証明書（様式第5号）（以下「再就職支援証明書(様式第5号)」という。）
- (ハ) 委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写し
- (ニ) 中小企業事業主以外の事業主の場合、委託契約の対象者数を確認するための書類（委託契約書等委託契約に係る対象者数が確認できるもの）の写し

ホ 0402ロ（特例区分）によって算定された再就職支援（特例区分）に係る支給額を申請する場合

- (イ) 支給申請書・続紙（様式第3-2号）
- (ロ) 再就職支援証明書（様式第5号）
- (ハ) 委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写し
- (ニ) 中小企業事業主以外の事業主の場合、委託契約の対象者数を確認するための書類（委託契約書等委託契約に係る対象者数が確認出来るもの）の写し
- (ホ) 支給対象者の離職時の賃金月額平均がわかる書類（離職証明書、該当期間の賃金台帳）の写し
- (ヘ) 支給対象者の再就職先での賃金月額、雇用形態がわかる書類（雇用契約書等）の写し

ヘ 0402ハによって算定された訓練加算に係る支給額を申請する場合

- (イ) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）訓練及びグループワーク実施証明書（様式第6号）（以下「訓練及びグループワーク実施証明書(様式第6号)」という。）
- (ロ) 訓練に要した費用及び当該費用を支払ったことを確認するための書類（委託契約書の写し及び領収書又は振込通知書の写し並びに受講料の案内（一般的に配布されているも

の)。ただし、領収書若しくは振込通知書の金額が受講料の案内等と異なるとき又は領収書若しくは振込通知書で内訳が確認できないときは請求内訳書の提出を求めること。)

- (ハ) 訓練の実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料（事前に支給対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）
- (ニ) 訓練の実施状況等（支給対象者ごとの受講した日、受講時間等）を確認するための書類
- (ホ) 訓練を再委託によって行う場合は、当該再委託先の体制（会社概要、訓練の実施体制等）が明らかとなる書類

ト 0402ニによって算定されたグループワーク加算に係る支給額を申請する場合

- (イ) 訓練及びグループワーク実施証明書（様式第6号）
- (ロ) グループワークの実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料（事前に支給対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）
- (ハ) グループワークの実施状況等（支給対象者ごとの実施した日、実施時間等）を確認するための書類

チ 0403によって算定された休暇付与支援に係る支給額を申請する場合

- (イ) 支給対象者の出勤状況及び求職活動等のための休暇の状況を明らかにする出勤簿等の写し
- (ロ) 求職活動等のための休暇の期間について支払った賃金の額を明らかにする賃金台帳の写し

リ 0404によって算定された職業訓練実施支援に係る支給額を申請する場合

- (イ) 訓練及びグループワーク実施証明書（様式第6号）
- (ロ) 受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等を支払ったことを確認するための書類（委託契約書（委託契約によらない場合、受講申込書等）の写し及び領収書又は振込通知書の写し並びに受講料の案内（一般的に配布されているもの）。ただし、領収書若しくは振込通知書の金額が受講料の案内等と異なるとき又は領収書若しくは振込通知書で内訳が確認できないときは請求内訳書の提出を求めること。)
- (ハ) 訓練の実施期間中に賃金が支払われたことを確認するための書類（賃金台帳などの写し）
- (ニ) 訓練の実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料（事前に支給対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）
- (ホ) 訓練の実施状況等（支給対象者ごとの受講した日、受講時間等）を確認するための書類
- (ヘ) 訓練実施者承諾書（様式第7号）

ヌ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0603 支給申請書等の受理

管轄労働局長は、申請事業主から支給申請書等が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、0700の各事項に留意して、これを審査するものとする。

イ 支給申請期間内に提出されていること。

- ロ 所要の事項が記載されていること。
- ハ 所要の添付書類が添付されていること。

0700 支給要件の確認

0701 支給対象者に該当することの確認

- イ 支給対象者が計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であることの確認（0301 イ関係）

支給対象者が計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であることについて、再就職援助計画に係る計画対象労働者に関する一覧（写）又は支援書交付報告書（写）若しくは求職活動支援書（写）により確認する。

また、再就職援助計画の対象者又は求職活動支援書の対象者に該当する者であったことについては、すでに再就職援助計画の作成または求職活動支援書の交付時に確認済みであるが、必要に応じて念のため確認する。
- ロ 支給対象者が申請事業主に一般被保険者等として継続して雇用された期間の確認（0301 ハ関係）

支給対象者が、申請事業主に一般被保険者等として継続して雇用された期間が 0301 ハ(イ)～(ハ)に定める日までに 1 年以上であることについて、ハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。
- ハ 支給対象者が申請事業主の事業所への復帰の見込みがないことの確認（0301 ニ関係）

支給対象者が申請事業主の事業所への復帰の見込みがないことについて、個別表（様式第 4 号）の本人確認欄により確認する。復帰の有無の確認については、必要に応じて、申請事業主に疎明等を求めて確認する。
- ニ 支給対象者の再就職先が未定であること等の確認（0301 ホ関係）
 - (イ) 0301 ロ(イ)「再就職支援」を受けた者の場合は、0702 ホにより職業紹介事業者に対して支給対象者の再就職に係る支援を委託したことを確認することをもって、再就職先が未定であること又はこれに準ずる状況にあることとして取り扱って差し支えない。
 - (ロ) 0301 ロ(ロ)「休暇付与支援」を受けた者の場合は、個別表（様式第 4 号）の（４）2 欄及び本人確認欄⑦により確認する。
 - (ハ) 0301 ロ(ハ)「職業訓練実施支援」を受けた者の場合は、個別表（様式第 4 号）の（５）1 欄及び本人確認欄⑧により確認する。
- ホ 支給対象者が、職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めている者でないことの確認（0301 ヘ関係）

支給対象者が、職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めている者でないことについては、個別表（様式第 4 号）の本人確認欄②により確認する。
- ヘ 支給対象者が、申請事業主によって 0206 の「退職強要」を受けたと受け止めている者でないことの確認（0301 ト関係）
 - (イ) 支給対象者が、申請事業主によって 0206 の「退職強要」を受けたと受け止めている者でないことについては、個別表（様式第 4 号）の本人確認欄③により確認する。
 - (ロ) さらにこの本人確認欄の「退職強要」に係る確認項目については、申請事業主や職業紹介事業者等からの圧力を受けて、事実と異なる記載を行わせられたものでないかどうか

について確認するために、支給対象者全員（ただし解雇された者を除く。以下同じ。）について次のa及びbにより確認を行う。

なお、解雇された者であるか否かについては、個別表（様式第4号）の（1）3欄の離職理由によって確認する。

a 郵送による確認

個別表（様式第4号）の本人確認欄の内容に誤りがないか支給対象者に対して郵送による確認を行う。

(a) 支給対象者が郵送による確認に同意している場合

支給対象者の本人確認欄に記載された住所へ早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）確認調査票（様式第12号）（以下「本人確認調査票（様式第12号）」という。）を送付する。

調査票を送付した日から支給決定時までに返信があり、退職強要があった旨の申し出があった場合、当該支給対象者については不支給とする。2週間を超えて返信がない場合は支給対象として差し支えない。

(b) 支給対象者が郵送による確認に同意しない場合

本人確認調査票の送付は行わず、支給対象として差し支えない。

ただし、支給決定までの間に支給対象者から支給対象者氏名住所を明記し支給対象者が特定できる書面（様式任意）により退職強要があった旨の申し出があった場合には、当該支給対象者については不支給とする。

なお電話でその旨の申し出があった場合は、証拠書類としての書面が必要であることから、改めて書面での申し出を求める。

b 電話による確認

個別表（様式第4号）の本人確認欄に記載された電話番号（携帯電話番号に限る。）を利用して、支給対象者に対して電話による確認を行う。対象者数は、当面、申請事業主により申請された支給対象者10人につき1人（申請者数が10人を下回るときは1人）とする。電話による確認において、支給対象者から退職強要があった旨の申し出があった場合、当該電話確認をもって当該支給対象者については不支給とし、個別表（様式第4号）にその旨を記録する。なお、支給対象者全員がaの郵送に同意し、本人確認調査票（様式第12号）の返信があった場合は、退職強要の有無の確認が完了しているため、電話による確認を行う必要はない。また、個別表（様式第4号）の電話番号が不記載の場合や、電話連絡をしたものの連絡が取れない等により、支給対象者に対する上記対象者数の確認ができなかった場合は、支給対象として差し支えない。

ト 支給対象者が、申請事業主が委託する職業紹介事業者の行う再就職支援を受けることについて承諾している者であることの確認(0301チ関係)

支給対象者が、申請事業主が委託する職業紹介事業者の行う再就職支援を受けることについて承諾している者であることについては、個別表（様式第4号）の本人確認欄④により確認する。

0702 支給対象措置が「再就職支援」に該当することの確認

申請事業主が実施した措置が、0302（1）の「再就職支援」の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示

を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 再就職援助計画の認定等の確認（0302（１）イ(イ)a・d、(ロ)a・d・e関係）

申請事業主が、0302（１）イ(イ)に該当する支給対象措置を実施した場合、再就職援助計画を作成し公共職業安定所長の認定を受けていることについて、支給申請書（様式第３－１号）の5欄及び再就職援助計画認定通知書（写）により確認する。

申請事業主が、0302（１）イ(ロ)に該当する支給対象措置を実施した場合、求職活動支援基本計画書を管轄労働局長に提出していることについて、支給申請書（様式第３－１号）の5欄及び求職活動支援基本計画書（写）（電子申請の場合はハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）。以下同じ。）により確認する。また、個々の支援書対象被保険者に求職活動支援書が交付されていることについて、支援書交付報告書（写）又は交付した求職活動支援書（写）により確認する。

なお、再就職援助計画の作成や求職活動支援基本計画書の提出に至った理由が、法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分若しくは司法処分によって、事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによる場合（事業主が自主的に行うものを含む。）は支給対象とならないため、再就職援助計画の作成又は求職活動支援基本計画書の提出に至った理由が、事業規模の縮小等によるものかについて、事業規模の縮小等に関する資料（再就職援助計画別紙１）等により確認する。

ロ 再就職支援を委託する旨の記載の確認（0302（１）イ(イ)b、(ロ)b関係）

支給対象者の再就職支援を職業紹介事業者に委託して行う旨が、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に記載されていることについて、再就職援助計画（写）の「再就職援助のための措置」の欄又は求職活動支援基本計画書（写）の「事業主が共通して講じようとする措置の具体的内容」の欄により確認する。

ハ 労働組合等の同意の確認（0302（１）イ(イ)c、(ロ)c関係）

再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の内容について労働組合等から同意を得ていることについて、再就職援助計画（写）又は求職活動支援基本計画書（写）の労働組合等の意見欄により確認する。

ニ 同意書の提出の確認（0203関係）

職業紹介事業者が雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を提出していることを確認する。

ホ 支給対象者の希望を踏まえた職業紹介事業者の選定の確認（0302（１）ロ関係）

(イ) 0302（１）ロ(イ)により、申請事業主と労働組合等との間で複数の職業紹介事業者の選定について合意し、支給対象者にその中から選択させる方法をとる場合

支給申請書（様式第３－１号）の「労働組合等との確認欄」（11(3)欄）により確認する。

(ロ) 0302（１）ロ(ロ)により、支給対象者の希望に応じて職業紹介事業者を選定する方法をとる場合

個別表（様式第４号）の（２）の１欄及び本人確認欄（④欄）により確認する。

ヘ 職業紹介事業者に支給対象者の再就職支援を委託したと委託費用の負担の確認（0302（１）ロ関係）

職業紹介事業者に支給対象者の再就職支援を委託し、その委託費用を負担したことについては、委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写しにより確

認する。

ト 委託の契約締結日の確認（0302（１）ロ関係）

委託の契約締結日が、再就職援助計画の認定日以後又は求職活動支援基本計画書の提出日以後であることについて再就職援助計画認定通知書（写）又は求職活動支援基本計画書（写）及び委託契約書の写しにより確認する。

なお、委託の契約締結日が、再就職援助計画の認定日前又は求職活動支援基本計画書の提出日前であっても、当該委託契約が基本的・包括的な委託条件に係る基本契約であり、かつ、再就職援助計画の認定日以後又は求職活動支援基本計画書の提出日以後に具体的な委託条件に係る個別契約が締結されている場合には、当該個別契約の締結日を委託の契約締結日として取り扱って差し支えない。

チ 再就職支援の実施の確認（0302（１）ハ関係）

職業紹介事業者が支給対象者の再就職支援を実施したことについては、再就職支援証明書（様式第５号）により確認する。

なお、再就職支援証明書（様式第５号）の「再就職経路」（11欄）が「A（再就職支援を受託した職業紹介事業者による職業紹介）」以外であって、「再就職支援の実施状況」（12(2)～(7)欄）において再就職支援の実施が確認できない場合は、助成対象とならない。

また、個別表（様式第４号）本人確認欄⑥の内定日が、再就職支援証明書（様式第５号）の12(1)欄に記載された再就職支援の開始日より前である場合は、再就職支援の実施状況について職業紹介事業者の確認を求めること。

リ 雇入れ日の確認（0302（１）ニ関係）

支給対象者が、助成対象期限までの間に、一般被保険者等としての再就職を実現したことについては、個別表（様式第４号）の（３）2欄及びハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

また、支給対象者の再就職支援を受託した職業紹介事業者又は職業紹介事業者と密接な関係にある事業主が当該支給対象者を雇い入れた場合は、再就職支援証明書（様式第５号）により雇用形態等を確認する。

ヌ 支給対象者の年齢の確認（0402イ、ロ関係）

再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日現在の支給対象者の年齢について、個別表（様式第４号）の（１）5欄及びハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

ル 支給対象者が、特例区分に該当することの確認（0302（１）ホ、0402 ロ関係）

(イ) 委託に係る契約が 0302（１）ホ(イ)に該当することについては、委託契約書の写し及び当該委託に要する費用額を明らかにする領収書等の写しにより確認する。

(ロ) 支給対象者の再就職先の雇用形態及び賃金額が 0302（１）ホ(ロ)に該当することについては、再就職支援証明書（様式第５号）及び証拠書類により確認する。

（証拠書類）

- ・ 離職時賃金額・・・支給対象者に係る離職証明書の写し、該当期間の賃金台帳
- ・ 再就職先の雇用形態、賃金額・・・支給対象者の雇用契約書（写）

なお、申請事業主が証拠書類を整えることができない場合、再就職先の雇用形態と賃金額については、雇用保険被保険者資格取得データによって確認することとしてもよい。

0703 支給対象措置が「訓練」に該当することの確認

申請事業主が実施した措置が、0302（２）の「訓練」の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 訓練の実施方法に関する確認（0302（２）イ・ホ関係）

訓練が、委託に係る再就職の支援と一体的なものとして、当該再就職の支援を受託した職業紹介事業者又は当該職業紹介事業者からの再委託によって実施されるものであることについて、個別表（様式第４号）の（２）４欄及び委託契約書の写しにより確認する。特に当該職業紹介事業者からの再委託によって実施されるものである場合は、再委託先の体制（会社概要、訓練の実施体制等）が明らかとなる書類についても確認する。

ロ 訓練の内容及び実施時間の確認（0302（２）ロ・ハ関係）

訓練内容及び訓練時間（0302（２）ロ（ロ）の割合を含む。）について、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第６号）及び訓練の実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料（事前に支給対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）により確認する。

ハ 訓練の実施状況の確認（0302（２）ハ関係）

訓練が適切に実施され、支給対象者が８割以上受講したことについて、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第６号）及び訓練の実施状況等（支給対象者ごとの受講した日、受講時間等）を確認するための書類により確認する。

ニ 事業主の費用負担の確認（0302（２）ニ・ホ関係）

訓練の実施費用の事業主による負担状況について、個別表（様式第４号）の（２）４欄、委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写しにより確認する。

0704 支給対象措置が「グループワーク」に該当することの確認

申請事業主が実施した措置が、0302（３）の「グループワーク」の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ グループワークの実施方法に関する確認（0302（３）イ・ホ関係）

グループワークが、委託に係る再就職の支援と一体的なものとして、当該再就職の支援を受託した職業紹介事業者によって実施されるものであることについて、個別表（様式第４号）の（２）５欄及び委託契約書の写しにより確認する。

ロ グループワークの内容及び実施回数の確認（0302（３）ロ・ハ関係）

グループワークの内容及び実施回数について、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第６号）及びグループワークの実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料（事前に支給対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）により確認する。

ハ グループワークの実施状況の確認（0302（３）ハ関係）

グループワークが適切に３回以上（各１回あたり１時間以上）実施されたことについて、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第６号）及びグループワークの実施状況等（支給対

象者ごとの実施した日、実施時間等)を確認するための書類により確認する。

ニ 事業主の費用負担の確認 (0302 (3) ニ・ホ関係)

グループワークの実施費用の事業主による負担状況について、個別表(様式第4号)の(2)5欄、委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写しにより確認する。

0705 支給対象措置が「休暇付与支援」に該当することの確認

申請事業主が実施した措置が、0303の「休暇付与支援」の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 再就職援助計画の認定等の確認 (0303イ(イ)a・d、(ロ)a・d関係)

再就職援助計画の認定等について、0702イにより確認する。

ロ 支給対象者に対して求職活動等のための休暇を付与する旨の記載の確認 (0303イ(イ)b、(ロ)b関係)

支給対象者に対して求職活動等のための休暇を付与する旨が、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に記載されていることについて、再就職援助計画(写)の「再就職援助のための措置」の欄又は求職活動支援基本計画書(写)の「事業主が共通して講じようとする措置の具体的内容」の欄により確認する。

ハ 労働組合等の同意の確認 (0303イ(イ)c、(ロ)c関係)

労働組合等の同意について、0702ハにより確認する。

ニ 休暇付与の日の確認 (0303ロ関係)

当該休暇の初日が再就職援助計画の認定日以後又は求職活動支援基本計画書の提出日以後であることについて、再就職援助計画認定通知書(写)又は求職活動支援基本計画書(写)及び出勤簿等の写しにより確認する。

ホ 求職活動等のための休暇であることの確認 (0303ロ(イ)関係)

当該休暇が支給対象者の求職活動等のための1日以上の日であることについて、個別表(様式第4号)の(4)1欄、本人確認欄及び出勤簿等の写しにより確認する。

ヘ 休暇の期間における賃金の額の確認 (0303ロ(ロ)関係)

当該休暇の日について、労働日に通常支払われる賃金の額以上の額が支払われていることについて、個別表(様式第4号)の(4)1欄、出勤簿の写し及び賃金台帳の写しにより確認する。労働日に通常支払われる賃金の額の確認については、必要に応じ、就業規則等の提出又は提示を求めて確認する。

ト 雇入れ日の確認 (0303ハ関係)

雇入れ日の確認について、0702リにより行う。

チ 早期再就職加算の確認 (0403ハ関係)

早期再就職加算に該当する場合、支給対象者が離職の日の翌日から起算して1か月までの間に、一般被保険者等として再就職を実現したことについて、個別表(様式第4号)の(3)2欄及びハローワークシステム(雇用保険事務処理)により確認する。

0706 支給対象措置が「職業訓練実施支援」に該当することの確認

申請事業主が実施した措置が、0304の「職業訓練実施支援」の要件に該当していることについ

ては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 再就職援助計画の認定等の確認（0304イ（イ）a・d、（ロ）a・d関係）

再就職援助計画の認定等について、0702イにより確認する。

ロ 支給対象者に対して、教育訓練施設等に委託し訓練を実施する旨の記載の確認（0304イ（イ）b、（ロ）b関係）

支給対象者に対して教育訓練施設等に委託し訓練を実施する旨が、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に記載されていることについて、再就職援助計画（写）の「再就職援助のための措置」の欄又は求職活動支援基本計画書（写）の「事業主が共通して講じようとする措置の具体的内容」の欄により確認する。

ハ 労働組合等の同意の確認（0304イ（イ）c、（ロ）c関係）

労働組合等の同意について、0702ハにより確認する。

ニ 訓練の実施方法に関する確認（0304ロ（イ）関係）

訓練が委託先の教育訓練施設等によって実施されるものであることについて、個別表（様式第6号）の（1）及び委託契約書の写し等により確認する。

なお、「第1 共通要領」0501ルによる確認の結果、委託先の教育訓練施設等が共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」に掲載されている者であった場合、当該教育訓練施設等が不支給となった日又は支給決定を取り消された日の前日以前のいずれかの日に訓練が開始されていることについて、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第6号）の6欄の初日により確認する。

ホ 訓練の内容及び実施時間の確認（0304ロ（ロ）・（ハ）関係）

訓練内容及び訓練時間について、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第6号）及び訓練の実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料（事前に支給対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）により確認する。

ヘ 訓練の実施状況の確認（0304ロ（ハ）関係）

訓練が適切に実施され、支給対象者が8割以上受講したことについて、訓練及びグループワーク実施証明書（様式第6号）及び訓練の実施状況等（支給対象者ごとの受講した日、受講時間等）を確認するための書類により確認する。

ト 事業主の費用負担等の確認（0304ロ（ニ）・（ホ）関係）

訓練の実施費用の事業主による負担状況について、個別表（様式第4号）の（5）、委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写しにより確認する。また、訓練の実施期間中に賃金が支払われたことを確認するための書類により確認する。

チ 雇入れ日の確認（0304ハ関係）

雇入れ日の確認について、0702リにより行う。

0707 支給対象事業主に該当することの確認

申請事業主が、0305の支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 中小企業事業主の確認（0402イ・ロ、0403関係）

申請事業主が中小企業事業主に該当するか否かについては、再就職援助計画の認定日又は求

職活動支援基本計画書の提出日時点の状況について、支給申請書（様式第3－1号）の10欄、再就職援助計画（写）又は求職活動支援基本計画書（写）及び「第1 共通要領」0502により確認する。

この場合において、必要があれば、事業主の各事業所の所在地、認定又は申請時点における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容等を示すパンフレット等の提出を求める。

ロ 再就職先事業主の確認（0305ロ関係）

支給対象者が、申請事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主に雇い入れられていないことについて、個別表（様式第4号）の（3）3欄により確認する。

ハ 支給対象者の再就職支援の実施について委託契約を締結した職業紹介事業者（0305のロの（イ）～（ハ）の關係に該当する事業所を含む。）から、0205の「退職コンサルティング」を受けていないことの確認（0305ハ関係）

支給申請書・続紙（様式第3－2号）により、再就職支援を委託した職業紹介事業者から0205の「退職コンサルティング」を受けていないこと、又は受けた場合はその時期が、当該支給対象者の離職日の前日から1年前の日以後、当該支給対象者に係る再就職援助計画の認定を公共職業安定所に申請又は当該支給対象者に係る求職活動支援基本計画書を管轄労働局に提出した日までの間にないことを確認する。

ニ 0207の「再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との連携」に該当していることを了知していないことの確認（0305ニ関係）

支給申請書・続紙（様式第3－2号）の6欄③により確認する。

ホ 人員削減を行う組織等における生産指標の減少又は赤字の確認（0305ホ関係）

支給申請書（様式第3－1号）の13欄及び人員削減を行う組織等における生産指標の減少又は赤字であることを示す証拠書類により確認する。なお、赤字については損益計算書の経常利益が負になっていることによって確認する。

また、今後の減少又は赤字の見込みである場合は、申請事業主が作成した事業計画により、今後3年以内に生産指標が10%以上の減少となる、若しくは、今後3年以内に経常利益が赤字となるものであることを確認する。

さらに、申請事業主が事業計画を作成していない場合は、今後の減少又は赤字が見込まれる理由を記載した疎明書を提出させて確認する。

ヘ 0302（1）ロの委託に係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の数が30人以上であることの確認（0305ヘ関係）（中小企業以外の事業主に限る。）

0302（1）ロの委託に係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者数については、支給申請書（様式第3－1号）11(1)欄及び委託契約書（写）等（委託契約に係る対象者数が確認できるもの）により確認する。

ト 同一の雇用保険適用事業所に対する支給限度額の確認（0401ロ関係）

同一の雇用保険適用事業所につき一の年度の支給対象者が500人を超えないことについて早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給台帳（様式第11号）（以下「支給台帳（様式第11号）」という。）により確認する。

0800 支給決定

0801 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給（不支給）決定通知書（様式第9号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により支給申請をした事業主に通知すること。

0802 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0801により支給の取消しを行ったときは、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給決定取消及び返還通知書（様式第10号）（電子申請の場合は「支給決定取消及び返還通知書」）により事業主に通知すること。

0803 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第11号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

0900 委任

0901 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0502、0503、0603、0700及び0800に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

1000 附則

1001 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ハ 平成28年7月29日付け職発0729第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年8月1日から施行する。
- ニ 平成28年10月19日付け職発1019第1号、能発1019第1号、雇児発1019第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年10月19日から施行する。
- ホ 平成28年12月27日付け職発1227第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年1月1日から施行する。
- ヘ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- ト 平成29年7月10日付け職発0710第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年7月11日から施行する。
- チ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- リ 平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業

の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。

ヌ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。

ル 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。

ヲ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 2(1) 再就職支援コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ワ 令和3年3月31日付け職発0331第25号・雇均発0331第5号・開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

カ 令和4年3月31日付け職発0331第55号・雇均発0331第12号・開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

ヨ 令和4年12月2日付け職発1202第1号、雇均発1202第1号、開発1202第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年12月2日から施行する。

タ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年4月1日から施行する。

レ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年6月26日から施行する。

ソ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和6年4月1日から施行する。

ツ 令和7年4月1日付け職発0401第6号、雇均発0401第34号、開発0401第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和7年4月1日から施行する。

1002 経過措置

イ 平成26年4月1日改正に係る経過措置

平成26年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

ロ 平成28年8月1日改正に係る経過措置

平成28年8月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

ハ 平成28年10月19日改正に係る経過措置

平成28年10月19日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

ニ 平成29年1月1日改正に係る経過措置

平成29年1月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

ホ 平成29年4月1日改正に係る経過措置

平成29年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

ヘ 平成30年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

ト 平成31年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

チ 令和元年10月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

リ 令和2年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

ス 令和3年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

ル 令和4年12月2日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

ヲ 令和5年6月26日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

ワ 令和6年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

カ 令和7年4月1日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コースの支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

様式第1号 求職活動支援基本計画書

様式第1号別紙（高年齢離職予定者に関する一覧）

様式第2号 求職活動支援基本計画変更書

様式第3-1号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給申請書

様式第3-2号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給申請書・続紙

様式第4号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）個別表

様式第5号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）再就職支援証明書

様式第6号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）訓練及びグループワーク実施証明

書

様式第7号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）訓練実施者の不正関与に関する承

諾書

様式第8号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給申請額内訳

様式第9号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給（不支給）決定通知書

様式第10号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給決定取消及び返還通知書

様式第11号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給台帳

様式第12号 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）確認調査票